

2008(平成20)年6月19日

宮城県監査委員 殿

## 宮城県知事措置請求書

請求人代表 仙台市民オンブズマン  
代 表 十 河 弘

### 第1 請求の趣旨

宮城県が宮城県議会議員に対し、平成19年6月20日から平成20年6月19日までの間に宮城県議会の会議に出席した場合に費用弁償として支給した日額10,800円から20,200円及び一部議員に支給した前泊宿泊費、日当は、違法・不当な公金の支出であるので、宮城県知事に対し、宮城県が宮城県議会議員になしたかかる違法不当な支出により宮城県が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めると損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

### 第2 請求の原因

#### 1 宮城県議会議員の費用弁償規定

宮城県議会議員は、地方自治法203条1項、5項、宮城県「県議会議員の報酬等に関する条例」第2条に基づき、月額840,000円の報酬を支給されているが、別途、法203条3項、5項、同条例第6条5項に基づき、県議会の会議に出席したときに費用弁償として日額10,800円から20,200円の支給を受けている。

#### 2 費用弁償の支給状況

宮城県は、61名の宮城県議会議員に対し、議会の会議への出席の度に日額日額10,800円から20,200円を支給している。

平成20年2月、3月に開かれた第317回定例会における支給状況は、別紙事実証明書1のとおりであり、合計12,517,225円が支給されてい

る。

平成19年度6月定例会、9月定例会、11月定例会においても支給されており、その他、毎月の委員会の出席者にも同様の支給がなされている。

### 3 宮城県内の交通実費

宮城県議会議員が県議会の会議に出席するために要する交通実費について検証した場合、参考となる県内の主要な交通機関の運賃は次のとおりである。

#### (1) JR

仙台～作並 480円(JR乗車券・片道・36.4km)

仙台～山下 570円(JR乗車券・片道・35km)

仙台～気仙沼 2,210円(JR乗車券・片道・146.4km。

なお、往復3600円あり)

#### (2) 仙台市営バス

市内中心部 100円(仙台市営バス・100円パック)

#### (3) 地下鉄南北線

泉中央～富沢 350円(片道・約28分・14.8km)

### 4 本件支出の違法・不当性

#### (1) 費用弁償の意義

議員に対する月額10,800円から20,200円の支給は、地方自治法203条3項にいう「職務を行うために要する費用」にはあたらない。同条例は法203条3項の解釈を誤ったものというべきである。

ア 費用弁償とは、法207条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行に要した経費を償うため支給される金銭をいう。費用弁償は、実費の弁償に他ならないから、費用を要した都度、その実費を計算し、その弁償を受ける「実額方式」を採るのが建前である。

仮に、手続きの煩雑さ、経費の増大等といった「実額方式」の短所を考慮し、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用弁償として支給する「定額方式」を採ることが許されるとしても、それは社会通念上、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲においてのみである。

イ 宮城県議会議員が費用弁償として支給されている月額10,800円が

ら20,200円は非課税扱いとされているところ、費用弁償とは、「実費弁償」たる本来の性質からして、所得税法上の給与所得者の非課税所得の範囲内に限定されるべきである。

所得税法上、給与所得者に対しては、同法9条1項4号ないし6号において「一定の場合（職務を遂行するために勤務地を離れて旅行する場合など）の旅費や通勤手当」等につき非課税所得とする旨定めているが、それ以外の職業費を必要経費として認める考え方は採らず、一般的・概括的に必要経費分として給与所得控除の制度を設けているにすぎない。

即ち、法203条3項が認めている費用弁償とは、給与所得者一般に認められている非課税給付であるところの「一定の場合の旅費や通勤手当」に限定されるべきであり、それ以外の支給は報酬に含まれるはずであって、費用弁償として支給することのできないものである。

## （2）裁量の逸脱・濫用

費用弁償は「実費弁償」であるところ、宮城県が議員の県議会の会議への出席に際して、実際に掛かる交通実費を考慮することなく、議員の既得権益という考慮すべきでない事情から、漫然と高額な支給を継続してきたことは、著しく合理性を欠くことが明白であり、裁量を逸脱・濫用した違法・不当な公金支出というべきである。

ア「費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許される」（最判平成2年12月21日）ものと解されているところ、「標準的な実費」とは、上記のとおり、実費を対象として弁償するとの費用弁償の趣旨を損なわない範囲の金額である。

イ 議員に支給される日額10,800円から20,200円の算定方法は、別紙事実証明書1のとおりであり、日当3,300円、宿泊料7,450円、往復50km以上の場合に1kmにつき車賃47円を加算して算定している。加え、3名の議員に対しては、会議出席に際し前泊したとして、宿泊費、日当を加算して支給している。

#### 日当について

費用弁償の実費弁償たる性質からして、費用弁償として日当の支給はなし得ない。そもそも、会議への出席は議員本来の職責であるところ、議員報酬とは別途に日当を支給する合理性はない。

#### 宿泊費について

実際に宿泊することを要せず、一律に宿泊費を支給することは実費弁償の趣旨に反する。まして、宮城県議会は午前10時に開会し、午後3時頃には必ず散会しているものであり、宿泊は不要である。

#### 車賃について

1kmにつき47円という車賃についても宮城県は「職員等の旅費に関する条例」及び「県議会議員の報酬等に関する条例」で自家用車などで旅行する場合の車賃を1kmにつき37円と定めていることからして、議員が議会へ出席する場合にこれよりも高額とする合理性はない。

そもそも、1kmにつき37円の車賃についても仙台市民オンブズマンが調査したところ、燃料実費の他にきわめて多くの費用を含んでいるのであり、充分すぎるほど高額であるといえることができる。

#### 前泊について

宮城県は第317回定例会において、3名の議員に対して会議の出席に際し前泊費用として、1日当り宿泊費14,900円、日当1,650円ないし825円を支給している。しかしながら、かかる支給の根拠となる条例は存在せず違法な支給である。

費用弁償の実費弁償たる性質からして、費用弁償の名目で日当を支給したり、実際には必要としない宿泊費を支給することは許されない。

議員の議会への出席は議員本来の職責であり、議会への出席は勤務地へのいわば「通勤」と評価されるべきである。宮城県職員は自動車等で通勤する場合には通勤手当として距離に応じて月額2,200円から33,000円の支給を受けている。これに対して、宮城県議会議員は、1日の出席だけで最低でも10,800円を支給されているのであり、宮城県議会議員の「通勤手当」は異常に高額である。

ウ 2008年5月18日付け河北新報朝刊においても、居住地からの距離

とは関係ない定額支給であり、実際の交通費よりも異常に高額で不必要な支給であると紹介されている。

現在、費用弁償は全国的に見直しが図られており、北海道では昨年10月までに、道内35市のうち31市が廃止を決定している。(別紙事実証明書3)

議員が議会の本会議及び委員会へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、議員報酬の他に月額10,800円から20,200円の支給を受けているということは、一般市民の感覚からは乖離しているものと言うほかなく、支給の不合理性は明白である。

エ 宮城県知事は、執行機関の長の基本的義務として、長は「自らの判断と責任において」事務の誠実な管理と執行をしなければならないところ(法138条の2) 本条例の公布後本件支出までの間に、法149条5号の「会計を監督する」権限を行使して違法支出にならぬよう是正措置を講ずることができたのに、これを行使しなかった。

### (3) 条例の違法性

宮城県議会議員に対し月額10,800円から20,200円の費用弁償の支給を定めた本条例は、「実費弁償」に限って費用弁償を認めた法203条に反する違法な条例である。

ア 前述のとおり、費用弁償とは、職務の執行に要した経費を償うための「実費弁償」いうのであり、日当や実際には必要としない宿泊費、高額な車賃を支給することは許されない。

イ 月額10,800円から20,200円の費用弁償は、宮城県議会議員が議会に出席するに際して実際に要する費用に鑑みても異常に高額であり、「標準的な実費」とは到底評価できない。本条例は、法203条の許容する「実費弁償」とは認められず違法である。

以上のとおり、宮城県議会議員に対する月額10,800円から20,200円及び一部議員に支給した前泊宿泊費、日当の支給は違法・不当な公金支出にあたる。

## 5 結論

議会がその議員の報酬を定めるのは、いわばお手盛りであり、不当に高額な報酬を定めることが懸念される。事実、宮城県議会議員は、月額840,000円という市民の目から見れば極めて高額な報酬を支給されている。更に、政務調査費や費用弁償の名目で実質的な報酬を支給されているのである。

議員が議会の会議へ出席する際に支給される日額10,800円から20,200円は、その金額からしても交通費実費を大きく超え、費用弁償としての支給を基礎付ける必要性・合理性を著しく欠いている。そもそも、十分な報酬及び政務調査費を得ている議員に対し費用弁償を行う必要性はないのである。仮に支給するにしても交通費等の実費支給によるべきである。

議員が議会の会議へ出席することは、議員本来の職責であるにもかかわらず、その都度、仕事の質や成果、働き振りに関係なく日額10,800円から20,200円の支給を受けることは、「報酬の二重取り」「出面取り」であり、議員のお手盛りの弊害・既得権益であると言わざるを得ない。

よって、地方自治法242条1項、4項に基づき、宮城県知事に対して、違法不当な支出により宮城県が被った損害につき、支出額相当額の返還を求めるなど損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。

## 第3 請求人

別紙請求人目録記載のとおり

## 第4 事実証明書

- 1 事実証明書1 宮城県議会第317回定例会費用弁償支給額一覧
- 2 事実証明書2 河北新報記事(2008年5月18日付け)
- 3 事実証明書3 日刊政経記事(2008年1月21日付け)

以上